

資料編

1. 東海村障がい者総合支援協議会設置要綱

平成21年10月20日

告示第99号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が住み慣れた地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の障がい福祉に関して中核的な役割を果たす協議の場として、東海村障がい者総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、及び検討する。

(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく東海村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項の規定に基づく東海村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく東海村障害児福祉計画（以下「東海村障害者計画等」という。）の策定に関すること。

(2) 東海村障害者計画等の推進及び評価に関すること。

(3) 村の障がい者等の相談支援事業の運営に関すること。

(4) 障がい者等の困難事例への対応のあり方に関すること。

(5) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。

(6) 地域の社会資源の開発等に関すること。

(7) 障がい者等の就労に関すること。

(8) 障がいを理由とする差別の解消に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、障がい者等の福祉向上のために必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会は、30人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

(1) 障がい者等の相談支援事業関係者

(2) 障害福祉サービス事業等の関係者

(3) 保健・医療関係者

- (4) 教育機関等の関係者
- (5) 就労機関等の関係者
- (6) 民生委員・児童委員
- (7) 学識経験者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、村長が特に必要と認める者
(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
(任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第6条 協議会は、全体会議、専門部会及び個別ケア会議で構成する。

(全体会議)

第7条 全体会議の会議は、会長が招集し、議長となり、第2条に規定する事項に係る課題や施策等について、専門部会及び個別ケア会議から報告を受け、協議し、及び検討する。

2 全体会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。ただし、緊急性がある場合は、この限りではない。

3 議長は、必要に応じて委員以外の関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 専門部会は、第2条に規定する事項について、専門的に調査し、及び検討を行い、その結果を全体会議に報告する。

2 専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 専門部会の設置について、必要な事項は、会長が別に定める。

(個別ケア会議)

第9条 個別ケア会議は、自立した日常生活及び社会生活を営むために支援を必要とする障がい者等に対する個別事案への対応を協議する。

2 個別ケア会議は、必要があると認めるときは、第3条に規定する関係機関の実務を担当している者その他必要な関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 個別ケア会議における協議結果のうち、特に必要な事項については、全体会議に報告する。

(秘密保持)

第10条 協議会に関係した者は、会議及び活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、総合相談支援課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行以後、最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則(平成25年告示第44号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第46号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第130号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年告示第51号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第87号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年告示第72号)抄

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

2. 東海村障がい者総合支援協議会委員名簿

任期：2021（令和3）年4月1日から2024（令和6）年3月31日まで

No	氏名	所属	備考
1	浅野 由吏	社会福祉法人愛信会 幸の実園	
2	有賀 絵理	茨城県地方自治研究センター	会長
3	有阪 加奈子	社会福祉法人はまぎくの会	副会長
4	池永 潤	医療法人社団 有朋会 栗田病院	
5	石塚 保士	株式会社アルティー らいおんハートリハビリ児童デイサービス東海	
6	宇都宮 弘治	公益社団法人地域医療振興協会 村立東海病院	
7	大串 昌弘	NPO法人東海村障がい者地域生活自立支援ネットワークまつぼっくり	
8	大貫 操	元東海村家族会	
9	恩智 敏夫	独立行政法人国立病院機構 茨城東病院	
10	川上 むつみ	医療法人日立渚会 大原神経科病院	
11	近藤 勝美	合同会社プランニングシステムズ	
12	坂下 由子	東海村心身障がい児者親の会	
13	澤畠 京子	茨城県重症心身障害児（者）を守る会	
14	鈴木 芳江	一般社団法人ハピネス東海	
15	中村 正和	NPO法人ドリームたんぼぼ	
16	永山 奈津子	社会福祉法人東海村社会福祉協議会 障害者センター	
17	益子 篤	株式会社サトウエージェンシー ともさんか・むらまつ	
18	松永 順	NPO法人らぼーる朋 共同作業所ふれあい	

（敬称略，順不同）

3. 策定経過

■ 東海村総合支援協議会

月 日	全体会	専門部会
2023年（令和5年）		
7月5日	●第1回全体会 ・東海村障がい者プランの策定について 全体説明	
8月11日 ～9月6日	障がい者福祉に関するアンケート調査	
9月6日		第1回人権擁護・差別解消部会
11月1日		第2回人権擁護・差別解消部会
11月17日	●第2回全体会 ・東海村障がい者プラン（案）について	
2024年（令和6年）		
2月22日		第3回人権擁護・差別解消部会
3月26日	●第3回全体会 ・東海村障がい者プラン（案）について	

■ 村・議会

月 日	会議等名称	内容
2024年（令和6年）		
3月	●議会（各会派説明）	●東海村障がい者プラン（案）について
2024年（令和6年）		
1月24日 ～2月14日	●パブリックコメント（意見公募手続） 実施	
3月5日	●庁議（決定）	●東海村障がい者プラン（案）について

4. 用語解説

用語	内容
■あ行	
一般就労	労働基準法及び最低賃金に基づく雇用形態による企業への就労のこと。
NPO (民間非営利組織)	Non Profit Organization の略。継続的・自発的に社会貢献活動を行う非営利の民間組織(団体)の総称。「特定非営利活動促進法(NPO法)」に基づいて法人格を取得した団体は特定非営利活動法人(NPO法人)という。
医療的ケア児	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)2021(令和3)年9月施行」では、「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理, 喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む。)」のこと。
■か行	
学習障がい(LD)	Learning Disabilities の略。軽度発達障がいの1つで, 全般的な知的発達には著しい遅れは伴わないが, 学習や対人関係に困難を示す障がいのこと。
基幹相談支援センター	総合的・専門的な相談支援の実施や地域移行・地域定着の促進の取組, 権利擁護・虐待の防止等, 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関のこと。
虐待防止	「虐待」とは立場の弱い者にとって不適切あるいは不当な扱いを受けること。児童・高齢者・障がい者等に対する肉体的, 精神的な虐待, 保護者・介助者等の怠慢や拒否(ネグレクト), 健康状態を損なう放置等をいう。これらを防止・根絶するために, 児童虐待防止法, 障害者虐待防止法及び高齢者虐待防止法等が制定された。
協働	福祉分野における「協働」は, 住民・地域・事業者・NPO・行政等の様々な組み合わせで力を合わせて福祉活動を展開すること。
ケアマネジメント	障がい者やその家族等からの相談に応じて最適な援助ができるよう, 保健・医療・福祉サービス等が適切・効果的かつ計画的に利用されるよう調整・支援すること。
権利擁護	自らの意思を表示することが困難な知的障がい者等に代わって, 援助者等が代理としてその権利やニーズを獲得すること。
高次脳機能障がい	高次脳機能障がいとは, 一般に, 外傷性脳損傷, 脳血管障害等により脳に損傷を受け, その後後遺症として生じた記憶障害, 注意障害, 社会的行動障害等の認知障害等を指すものとされている。具体的には「会話がうまくかみ合わない」等の症状がある。
合理的配慮	「障害者権利条約」の第2条で定義が示されており, 具体的には, 障がい者と非障がい者が平等であることを基礎として, すべての人権・基本的自由を持ち又は行使できることを確保するための必要かつ適切な変更・調整のこと。「特定の場合に必要とされるものであり, かつ不釣り合いな, 又は過重な負担を課さないもの」という条件が付される。

用語	内容
■さ行	
児童発達支援センター	地域において、障がいを持つ可能性のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設のこと。
児童福祉法	児童の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を定めた法律。1947（昭和22）年に公布。障がい児を対象としたサービスは、2012（平成24）年から本法に根拠規定が一本化され、体系が再編された。
自閉症（及び自閉症スペクトラム）	<p>感覚器官を通して入った言葉や情報を処理する脳の各部位に何らかの問題があるといわれており、言葉の発達の遅れ、他者との社会関係を持ちにくい、行動や興味が特定のものに限られる、同じ動作を繰り返す等の特徴が見られる障がいのこと。このうち、知的障がいを伴わない場合を「高機能自閉症」という。</p> <p>「スペクトラム」とは連続体という意味であり、「自閉症スペクトラム」とは、典型的な自閉症からアスペルガー症候群、重度の知的障がいを伴う例から知的の遅れがない例まで、それらの症例の境界線を引くのは厳しいことを踏まえ、連続した一続きのものともみなしてとらえることをいう。また、これらの障がいのどの定義も厳密には満たさない周辺領域の人達も加えた比較的広い概念で、社会性・コミュニケーション・想像力の3領域に障がいがあることとして定義される。</p>
社会福祉協議会	社会福祉法に定められた、公共性・公益性の高い民間非営利組織のこと。様々な問題を地域社会で力を合わせて解決する地域福祉活動を推進することを目指している。
重症心身障がい者（児）	重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している人のこと。
手話通訳者	手話を介して、手話を使用する人としない人との相互の意思伝達を支援する人のこと。
障害支援区分	障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がい者の心身の状態を総合的に示す区分のこと。全国統一の調査票による調査と医師の意見書の結果を基に、市町村審査会が「区分1」から「区分6」等の支援区分を判定する。
障害者就業・生活支援センター	就職や職場への定着が困難な障がい者を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関のこと。
障害者自立支援給付支払等システム	障害福祉サービス費の審査支払における、全国共通の標準システム（電子請求受付システム及び審査支払等システム）のこと。これにより、サービス提供事業所の請求受付から審査支払までの一連の事務処理をシステム化し、請求受付、審査支払等の事務の効率化を図っている。

用語	内容
障害者虐待防止法	<p>正式名称は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律。(2011(平成23)年6月17日成立, 2012(平成24)年10月1日施行)</p> <p>主な内容は、障がい者虐待を定義(①養護者, ②障害者福祉施設従事者等, ③使用者による障害者虐待)するとともに、障害者の虐待禁止規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置き、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定めたもの。なお、虐待防止スキームは、家庭の障がい児には児童虐待防止法、施設入所等障がい者には施設等の種類(障がい者施設等, 児童養護施設等, 介護施設等)に応じ本法律, 児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障がい者には本法及び高齢者虐待防止法をそれぞれ適用する。</p>
障害者権利条約	<p>あらゆる障がい(身体障がい, 知的障がい, 精神障がい等)を持つ人の尊厳と権利を保障するための人権条約のこと。2006(平成18)年に国連総会において採択された。日本においては、障害者基本法や障害者差別解消法の成立による国内法の整備が進んだこと等から、2014(平成26)年1月に批准された。</p>
障害者差別解消法	<p>正式名称は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。(2013(平成25)年6月26日公布, 2016(平成28)年4月1日施行)</p> <p>全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に制定された。主な内容としては、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止、国による啓発・知識の普及を図るための取組等が挙げられる。</p>
障害者週間	<p>障害者基本法で定められた、12月3日から9日までの期間のこと。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等においては、様々な意識啓発に係る取組を展開している。</p>
障害者自立支援法	<p>障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念に則り、福祉サービスや公費負担医療等について共通の制度で一元化するとともに、地域生活支援や就労支援等を定め、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とする法律。2006(平成18)年に施行されたが、障害者総合支援法による新しい障害福祉サービスの形成により廃止された。</p>
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	<p>正式名称は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(2022(令和4)年5月25日公布, 施行)。障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。</p>

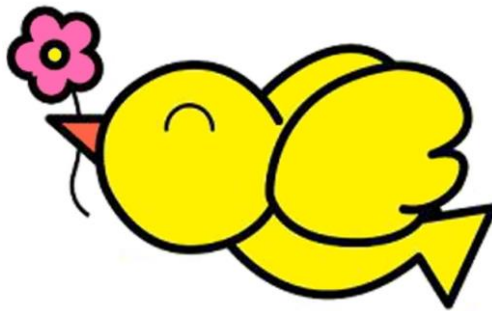
用語	内容
障害者総合支援法	障害者自立支援法に代わって、2013（平成25）年4月1日から施行された法律。正式名称は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加する等の見直しがされた。障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うこと等を目的とする。
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	文化芸術基本法・障害者基本法の理念に基づき、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加を促進することを目的に2019年（平成31）年3月に公布された法律。
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律	官民間問わず、障がいのある人が働きやすい環境を作り、すべての労働者にとっても働きやすい場を作ることを目指すことが重要であるという観点から、1960（昭和35）年に公布された法律の改正法。2019（令和元）年6月公布。2020（令和2）年4月にかけて段階的に施行。改正法では地方公共団体は、国の指針に即して、障害者活躍推進計画を作成・公表等しなければならないと定められている。
障害者法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」によって定められた割合のこと。民間企業・国・地方公共団体に対し、それぞれの雇用割合が設けられており、それに相当する人数の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の雇用が義務付けられている。この法定雇用率は、引上げが図られている。
情報アクセシビリティ	年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
自立支援医療	障がいを持つ可能性のある児童のための「育成医療」、身体障がい者のための「更生医療」及び精神障がい者のための「精神通院医療」の総称。
職親	知的障がい者を預かり、更生に必要な指導訓練を行う人のこと。知的障害者福祉法第16条第3号に規定されている。
自立支援協議会 （東海村障がい者総合支援協議会）	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として都道府県及び市町村が設置する協議会のこと。自立支援協議会は、サービス提供者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者で構成する。
身体障がい者	視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能・言語機能又はそしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能に永続する障がいがある人のこと。
身体障害者手帳所持者	身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害がある人であって、都道府県知事又は指

用語	内容
	定都市・中核市の市長から身体障害者手帳の交付を受けた人のこと。
ユニバーサル社会実現推進法	全ての国民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障がいのある人、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的に、2018（平成30）年12月に公布された法律。
精神障がい者	総合失調症、気分障害、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神障害（高次脳機能障がい・認知症等）及びその他の精神疾患を有し、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人のこと。
精神障害者保健福祉手帳所持者	精神疾患を有し、都道府県知事から精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた人のこと。
精神通院医療	精神疾患を有する人が通院して治療を受ける公費負担医療のこと。
成年後見制度	判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすること等により、これらの人を不利益から守る制度のこと。
相談支援専門員	障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画等を作成する人のこと。
■た行	
多動性障がい（ADHD）	Attention Deficit Hyperactivity Disorderの略。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力の欠如又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいのことで、社会的な活動や学業に支障を来すものをいう。
地域移行	施設入所や長期入院をしている人が地域での在宅生活（グループホーム等を含む。）に戻ることに伴うこと。
地域活動支援センター	障がいのある人等が通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進める等多様な活動を行う場のこと。地域生活支援センター等、専門的な職員による相談支援を行う事業所が移行した「Ⅰ型」、機能訓練、入浴等のサービスを行う「Ⅱ型」、小規模作業所等から移行した「Ⅲ型」の3種類の類型がある。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創造する社会のこと。
地域包括ケアシステム	高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域の自主性や特性に基づき、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。
知的障がい者	知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある人のこと。

用語	内容
聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律	2020（令和2）年6月に公布された法律のこと。聴覚障がいのある人等の日常生活のコミュニケーションや緊急時における電話利用の障壁を無くし、電話利用の円滑化を図るために、国の基本方針の策定と手話通訳者が通訳オペレータとなって手話又は文字と音声に通訳し、他者との意思疎通を仲介する「電話リレーサービス」に関する交付金制度の創設が定められた。
東海村障がい者プラン	障害者基本法第11条第3項で定める「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項で定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とし、これら3計画を一体的に策定した計画のこと。
東海村総合福祉センター	村内大字村松地内に立地する、本村の福祉と保健の一元的・総合的サービスを提供する拠点。①社会福祉協議会の活動拠点となる「地域福祉センター」、②高齢者のレクリエーション、生きがいづくりの場としての「高齢者センター」、③茨城県及び東海村指定の障害福祉サービス事業所として、在宅障がい者の生活を支援する「障害者センター」、④児童の健全育成と子育てを支援する「児童センター」、⑤住民の健康増進を図る「保健センター」の5つの機能を一ヶ所に集約した拠点施設として運営している。2004（平成16）年4月開館。
読書バリアフリー法	視覚障がいのある人等の読書環境の整備の推進に関して、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的に、2019（令和元）年6月に公布された法律のこと。
特別支援学校	障がいがある児童生徒が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること及び学習上又は生活上の困難を克服し、自立が図られることを目的とした学校のこと。
特別支援学級	学校教育法に基づき、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができる学級のこと。心身に障がいをもつ児童・生徒のために、ニーズに応じた教育を行うことを目的としている。
特別支援教育	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと。
特別支援教育支援員	発達障がい又はその傾向がある児童・生徒に対し、より適切な学習支援、生活支援等を行えるよう、小・中学校に配置している支援員のこと。
■な行	
なごみ東海村総合支援センター	村内の舟石川駅東地内に立地する、高齢者の介護予防支援等を行う「地域包括支援センター」、障害者総合支援法に規定される「地域生活支援事業」や精神保健福祉事業等を行う「地域生活支援センター」及び幼児・児童・生徒の発達支援等を行う「発達支援センター」の3つの機能を有する複合施設。2007（平成19）年7月開館。
難病（指定難病）	筋委縮性側索硬化症（ALS）やパーキンソン病等の治療法が確立していない疾病その他の特殊な疾病のこと。

用語	内容
農福連携	障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性がある。
ノーマライゼーション	1950年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障がい者も非障がい者と同様の生活ができるよう支援すべき、との考え方のこと。
ノンステップバス	車両の一部あるいは全体について、床の高さを下げ、床面までのステップをなくしたバスのこと。歩道のかさ上げにより、ほぼ平面移動でバスに乗降可能となる。
■は行	
パラリンピック	障がいのあるトップアスリートが出場できるスポーツの祭典のこと。4年に一度、オリンピック競技大会の終了後に同一の場所で開催されている。2020（令和2）年に予定されていた東京パラリンピック競技大会は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況等を踏まえ、2021（令和3）年8月24日開幕に開催が延期された。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味のこと。元は物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味で用いられるようになってきている。
バリアフリー法の一部を改正する法律	各種バリアフリー対策を一体的に行う観点から、2006（平成18）年に公布された法律の改正法。2020（令和2）年5月公布。ユニバーサル社会実現推進法の成立や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会実現に向けた機運の醸成等を受け、「心のバリアフリー」に関するソフト面での対策強化を図るために改正された。
PDCAサイクル	行動プロセスの枠組みの1つで、Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Action（改善）の頭文字を取ったもの。行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらに次の計画・事業に活かそうという考え方のこと。
避難行動要支援者（災害時要援護者）	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の、災害時に適切な防災活動を取ることが特に困難な人のこと。一般的に、高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・日本語が不自由な外国人等があげられる。
110番アプリシステム	聴覚に障がいのある方等、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォン等を利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステム。
福祉的就労	一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、障害福祉サービス事業所等において就労の場を提供するとともに、その知識と能力の向上のために必要な訓練を行う就労のこと。

用語	内容
ヘルプマーク	障がいや疾患等があることが外見からは分からない人が、支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができるマークのこと。東京都で始まったヘルプマークの取組が全国へと普及している。
ヘルプカード	緊急連絡先や必要な支援内容等が記載されたカードのこと。障がいのある方等が災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのもの。
補装具	身体機能の障がいによる困難を補うことにより、日常生活能力の回復に寄与する器具のこと。盲人用安全つえ、補聴器、車いす等を指す。
■や行	
ユニバーサルデザイン	身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮して作られた汎用性のある商品、環境、情報の構築実現を目指すデザインのこと。
ユニバーサル社会実現推進法	全ての国民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障がいのある人、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性にかんがみ、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、2018（平成30）年12月に公布された法律のこと。
要約筆記者	所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、難聴や中途失聴の人のために要約筆記を行う人のこと。要約筆記とは、難聴や中途失聴の人のための意思疎通を図る手段で、話し手の内容を筆記して難聴や中途失聴の人に伝達するものである。
■ら行	
ライフステージ	人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階のこと。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等に区分され、それぞれの段階に応じ、誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・老後・死に至るまで節目となる出来事を経験する。また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題等がある。
療育手帳所持者	児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判断され、都道府県知事又は指定都市・中核市の市長から療育手帳の交付を受けた人のこと。



なごみちゃん

表紙の鳥「なごみちゃん」は、幸せを運ぶ黄色い鳥をイメージしており、東海村の障がい福祉のシンボルです。

表紙では、住み慣れた東海村で「障がい者が安心して暮らすことのできるまちづくり」の実現を目指して策定した、本プランに込めた想いを、村はもとより、国際目標であるSDGsを意識し、地域社会ひいては国際社会の一員として羽ばたくなごみちゃんに乗せて表現しています。

東海村障がい者プラン

東海村障害者計画・東海村障害福祉計画（第7期）
東海村障害児福祉計画（第3期）

発行年月／2024（令和6）年3月

発行・編集／茨城県東海村 福祉部総合相談支援課
〒319-1112

茨城県那珂郡東海村村松2005番
（東海村総合福祉センター内）

電話（029）287-2525

FAX（029）282-3538

E-mail soudanshien@vill.tokai.ibaraki.jp